

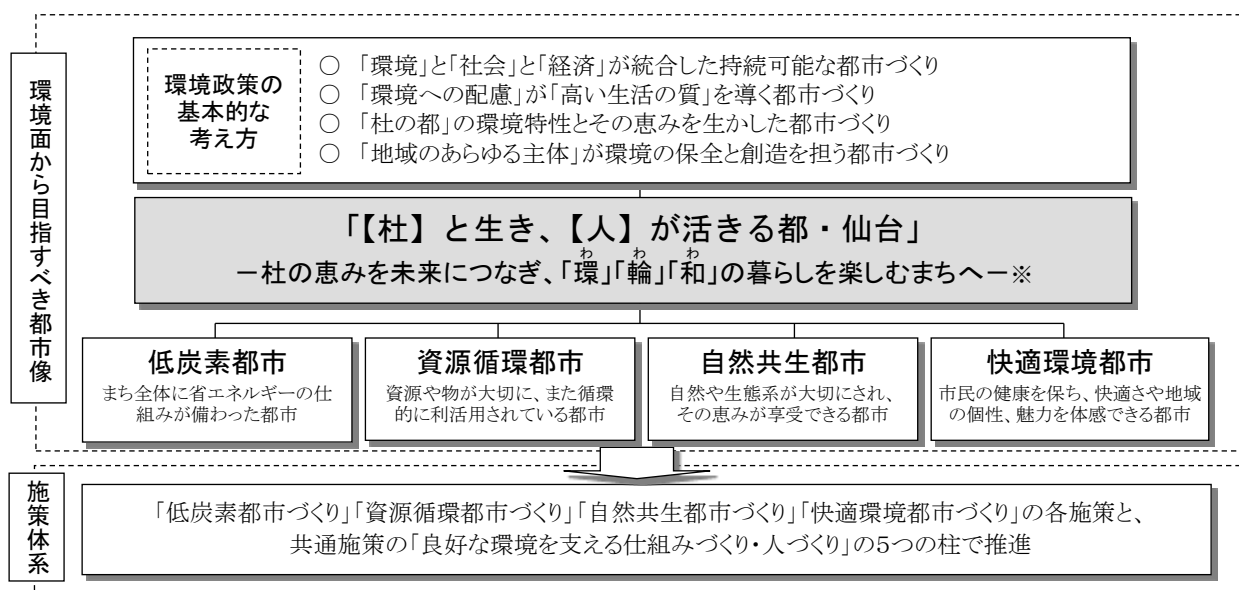
「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」の中間評価について

1. 杜の都環境プランの概要

仙台市環境基本条例第 8 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、目標や施策の方向等定めた計画である。

現在の計画は、計画期間を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とし、環境面から目指す都市像を具体化するため、施策体系に基づき取り組みを進めている。

計画の進捗管理については、定量目標（一部）の達成状況や重点的な施策の実施状況について毎年度把握し、「仙台市環境審議会」へ報告のうえ、「仙台市の環境（杜の都環境プラン実績報告書）」としてとりまとめ公表している。



※ 「環」「輪」「和」はそれぞれ、「杜」の【環】(=自然の持つ循環システム)、「人」の【輪】(=地域社会における人とのつながり、そこで生まれる絆)、「杜」と「人」との【和】(=自然と人との調和・共生の関係を)表しています。

2. 中間評価の実施

本環境プラン第 6 章 計画の推進において、計画期間中の社会情勢の変化や科学技術の進展、さらには本市のまちづくりの転換点でもあり、計画の推進にも重要な関わりをもつ地下鉄東西線の開業が予定されていることから、計画期間半ばに中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととしている。

本年度は計画期間の折り返し年にあたり、東日本大震災後の状況変化を踏まえ、並行して進める「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定及び「一般廃棄物処理基本計画」の中間評価と連携のうえ、定量目標達成状況や施策の取組状況等について中間評価を実施する。

3. 進め方

中間評価にあたっては、環境施策への取り組み状況の把握、市民意識調査やワークショップによる市民意見の聴取、環境団体へのヒアリング調査、生きもの認識度調査などを実施するとともに、評価内容について「仙台市環境審議会」への報告・審議により幅広い観点からご意見を頂く。